平成２９年（フ）第４８３４号
大阪市住之江区浜口東２丁目６番25号
債務者　藤本　優子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８６５号
大阪市住吉区沢之町２丁目７番25号　アーバンコートＹＭ　203号
債務者　青野　敏樹
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０３１号
大阪府吹田市山田南45番Ｂ―302号
債務者　山ノ内ゆかり（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６７号
大阪府枚方市野村元町37番６号
債務者　増井　　佶
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６８号
大阪府枚方市野村元町37番６号
債務者　増井　得惠
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１８７号
大阪府守口市大日東町28番30―110号
債務者　石見　　浩
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２７１号
大阪府東大阪市金岡３丁目22番20号リバーサイド金岡Ⅱ番館306号
債務者　久門　栄治
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９０号
大阪市平野区長吉六反５丁目５番８―408号
債務者　飯塚　裕文
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３２１号
大阪市東成区玉津１丁目４番26号　栄楽荘内５号
債務者　中山　隆士
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３４５号
大阪市港区市岡１丁目11番４号　ノーブルハイム高尾　101号
債務者　くれっしぇんどぽけっとこと　山﨑　武博
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７０号
福岡市早良区四箇田団地４番613号
債務者　冨永　泰子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７６５号
福岡市城南区梅林１丁目24番12号
債務者　松岡　弘美
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７８０号
福岡市城南区梅林２丁目21番17―201号
債務者　吉田　光一
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８３４号
福岡市城南区鳥飼５丁目２番43―404号
債務者　藤　　治道
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８３５号
福岡市城南区鳥飼５丁目２番43―404号
債務者　藤　　昌絵
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８５８号
福岡県糟屋郡新宮町大字立花口418番地８
債務者　稲永　香織（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７９号
福岡県古賀市花見東１丁目８番１―106号
債務者　田中　美鈴
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８９２号
福岡市城南区南片江６丁目24番３―101号
債務者　大家　正彦
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部